

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

2月号 Vol.130

今月の SMILE

まもなく春節です!

まいど おおきに! 中国では、そろそろ春節を迎えます。駐在員の皆さまの中には、日本に帰国して休暇を楽しまれる方も多いと思います。どうか、よい休暇をお過ごしください!

春節といえば、一年を通して外地で働いてきた人たちが給与や賞与を受け取り、お土産をたくさん買い込んで家族のもとへ帰省できることを楽しみにする、そんな伝統的イベントというイメージがあります。

一方で今年は、景気の先行きが不透明な中、店舗や工場の稼働停止・閉鎖などの話も聞かれ、「賃金の支払いが遅れる」「賞与が支給されない」「仕事を失った」といった声が例年より目立つ、という報道も見られます。

こうした経済環境の変化を背景に、生活スタイルや価値観の変化が話題になることも増えています。その一つとして取り上げられているのが、老窮風(ラオチョンフェン)です。

少し前には、日本でも躺平(タンピン)(寝そべり)が報道され話題になりました。躺平は、中国の若者文化の文脈で「過剰競争から距離を置く」、「出世・結婚・住宅購入など、社会の標準ルートに必ずしも乗らない」、「無理をしない」といった姿勢を指す言葉として紹介されることが多く、いわば“競争社会への静かなアンチテーゼ”として理解されている面があるようです。これに対し老窮風(ラオチョンフェン)は、消費行動により焦点が当たった言葉とも言えます。もう少し整理すると、背景には次のような見方があります。

① 「買っても報われにくい」時代感(努力→豊かさの連鎖が弱まっているとの見方)

かつては「頑張って働く → 給料が増える → 生活水準が上がる」という成功モデルが比較的信じられていました。しかし近年は、特に若年層ほど「収入が伸びにくい」、「住宅や教育などのコストが高い」、「景気の先行きが読みづらい」といった認識が広がっているとも言われます。その結果として、「頑張っても消費できる余裕が増えにくいのであれば、最初から消費競争に参加しない」という判断が、一定の合理性を持って受け止められるようになった、という見方もあります。

② 「見せびらかし消費」への反動(SNS 疲れ)

中国の SNS では、高級カフェ、ブランド、海外旅行、美容医療、高級マンションなど、“見映え”の強い投稿が注目を集めやすい傾向があります。その中で、「自分もそうしなければならぬ」といった心理的な負担を感じる人がいる、という指摘もあります。老窮風は、こうした空気への反動として、「見栄を張らない」、「取り繕わない」、「背伸びをしない」といった姿勢を肯定する、“SNS に過度に左右されない生き方”として支持されている側面があるようです。

つまり老窮風は、単なる節約というよりも、「消費主義に振り回されない」、「自分の基準で生活を選ぶ」といった価値観と結びついて語られることが多いように思われます。経済的な制約を前向きに捉え直し、“美学”として語ることで、自己肯定につなげるという解釈もできます。

さて日本では、総裁選挙が始まりました。2月8日が投票日です。社会や経済環境が変化する時代だからこそ、将来を担う世代の声が政治に反映されることを期待したいところです。

それでは春节快乐! そして今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!

CPIとPPT

1月9日に国家統計局が発表した2025年12月のCPIとPPTの解説は以下の通りである、

12月は、内需拡大・消費促進に関する政策措置の効果が引き続き現れ、さらに元旦が近づいたことも重なり、住民の消費需要が増加した。これにより、消費者物価指数(CPI)は前月比0.2%上昇、前年同月比0.8%上昇となった。食品およびエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比1.2%上昇した。

また、国際商品価格の波及による押し上げ、および国内の重点産業における生産能力(供給能力)管理に関する政策の効果が継続して現れたことなどの要因を受け、工業生産者出荷価格指数(PPI)は前月比0.2%上昇、前年同月比1.9%下落となった。

一、CPI: 前月比は下落から上昇へ転じ、前年同月比の上昇幅は引き続き拡大。コアCPIは1.2%上昇

CPIは前月比で、前月の0.1%下落から0.2%上昇へ転じた。前月比の上昇は主として、エネルギーを除く工業消費財価格の上昇によるものである。エネルギーを除く工業消費財価格は0.6%上昇し、CPI前月比を約0.16ポイント押し上げた。

そのうち、消費喚起政策の効果が引き続き現れ、元旦が近づいたことも重なって住民の買物・娯楽需要が増加し、通信機器、母子用品、文化・娯楽の耐久消費財、家庭用器具の価格はいずれも上昇した。上昇幅は1.4%~3.0%であった。国際金価格の上昇の影響を受け、国内の金装飾品価格は5.6%上昇した。エネルギー価格は0.5%下落した。国際原油価格の変動の影響を受け、国内ガソリン価格は1.2%下落し、CPI前月比を約0.04ポイント押し下げた。食品価格は0.3%上昇し、CPI前月比を約0.05ポイント押し上げた。内訳として、祝日前の消費需要増加により生鮮果物およびエビ・カニ類の価格がそれぞれ2.6%、2.5%上昇した。天候条件が比較的良好であったことから、生鮮野菜価格は0.8%上昇にとどまり、季節要因による水準を3.3ポイント下回った。豚の供給能力が比較的十分であったため、豚肉価格は1.7%下落した。

CPIは前年同月比0.8%上昇し、上昇幅は前月より0.1ポイント拡大し、2023年3月以来の高水準に回復した。前年同月比の上昇幅拡大は主として、食品価格の上昇幅拡大による押し上げである。食品価格は1.1%上昇し、上昇幅は前月より0.9ポイント拡大し、CPI前年同月比への押し上げ寄与は前月より約0.17ポイント増加した。

食品のうち、生鮮野菜と生鮮果物の価格上昇幅はそれぞれ18.2%、4.4%へ拡大し、CPI前年同月比への押し上げ寄与は前月より合計で約0.16ポイント増加した。牛肉、羊肉、水産物の価格はそれぞれ6.9%、4.4%、1.6%上昇し、いずれも上昇幅が拡大した。豚肉価格は14.6%下落し、下落幅はやや縮小した。

エネルギー価格は3.8%下落し、下落幅は前月より0.4ポイント拡大した。そのうちガソリン価格の下落幅は8.4%まで拡大した。食品・エネルギーを除くコアCPIは、前年同月比1.2%上昇し、上昇幅は4か月連続で1%以上を維持した。

サービス価格は0.6%上昇し、CPI前年同月比を約0.25ポイント押し上げた。内訳として、家事サービス価格は1.2%上昇し、家賃は0.3%下落した。

エネルギーを除く工業消費財価格は2.5%上昇し、CPI前年同月比を約0.63ポイント押し上げた。内訳として、金装飾品価格の上昇幅は68.5%へ引き続き拡大した。家庭用器具および家庭日用品の価格上昇幅はそれぞれ5.9%、3.2%へ拡大した。燃油乗用車および新エネルギー車の価格下落幅はそれぞれ2.4%、2.2%へ縮小した。

二、PPI: 前月比の上昇幅が拡大、前年同月比の下落幅が縮小

PPIは前月比0.2%上昇し、3か月連続の上昇となった。上昇幅は前月より0.1ポイント拡大した。今月のPPI前月比の主な特徴は以下のとおりである。

第一に、需給構造の改善が一部産業の価格上昇をもたらした。重点産業における生産能力管理および市場競争秩序の総合整備が継続して効果を発揮し、石炭採掘・選炭業および石炭加工の価格は前月比でそれぞれ1.3%、0.8%上昇し、いずれも5か月連続の上昇となった。リチウムイオン電池製造価格は1.0%上昇し、セメント製造価格は0.5%上昇し、いずれも3か月連続の上昇となった。新エネルギー車完成車製造価格は前月の0.2%下落から0.1%上昇へ転じた。

需要の季節的増加により、ガス生産・供給業および電力・熱供給業の価格はそれぞれ1.2%、1.0%上昇した。羽毛加工および毛織物の染色・整理・精加工の価格はそれぞれ1.2%、1.0%上昇した。

第二に、輸入要因の影響により、国内の非鉄金属および石油関連産業の価格動向に分化が見られた。国際非鉄金属価格の上昇が国内の非鉄金属鉱業採掘・選鉱業、および非鉄金属精錬・圧延加工業の価格を押し上げ、前月比でそれ

それぞれ 3.7%、2.8%上昇した。内訳として、銀精錬、金精錬、銅精錬、アルミ精錬の価格はそれぞれ 13.5%、4.8%、4.6%、0.9%上昇した。国際原油価格の下落は国内の石油採掘および石油精製製品製造価格に影響し、それぞれ 2.3%、0.9%下落した。

PPIは前年同月比 1.9%下落し、下落幅は前月より 0.3 ポイント縮小した。国内の各種マクロ政策が引き続き効果を発揮し、一部産業の価格には前向きな変化が見られた。

第一に、全国統一大市場の構築が深化する中、関連産業の価格下落幅は引き続き縮小した。市場競争秩序の改善が進み、石炭採掘・選炭業、リチウムイオン電池製造、太陽光発電設備および部品製造の価格下落幅は、前月よりそれぞれ 2.9 ポイント、1.2 ポイント、0.4 ポイント縮小し、それぞれ 5 か月連続、4 か月連続、9 か月連続で縮小した。

第二に、新たな質の生産力(新質生産力)の育成・拡大が進み、関連産業の価格上昇を牽引した。デジタル経済関連産業の発展が勢いを保ち、新原料・新材料の生産が急速に増加し、グリーン転換が継続的に発展を後押しした。外部記憶装置および部品の価格は 15.3%上昇し、バイオマス液体燃料は 9.0%上昇、黒鉛および炭素製品製造は 5.5%上昇、集積回路(IC)完成品は 2.4%上昇、廃棄資源総合利用業は 0.9%上昇、サービス消費ロボット製造は 0.4%上昇した。

第三に、消費潜在力が有効に引き出され、関連産業の価格上昇をもたらした。消費促進に関する特別行動が深く実施され、文化・スポーツ系および品質志向の消費が比較的速い伸びを示した。工芸美術および礼儀用品製造価格は 23.3%上昇し、スポーツ用ボール製造は 4.0%上昇、中国楽器製造は 2.0%上昇、栄養食品製造は 1.5%上昇した。

輸出と輸入

国務院新聞弁公室は 1 月 14 日に記者会見を開き、2025 年通年の輸出入状況について説明した。税関総署の王軍副署長は、「この 1 年、世界経済の成長率が鈍化し、単独主義・保護主義が台頭するなど、国際経済貿易秩序は深刻な衝撃を受けた。こうした複雑で変化の激しい国際環境の下でも、中国の輸出入は 3.8%の比較的速い成長を実現した。これは 9 年連続の成長であり、WTO 加盟以降で最も長期間にわたる連続成長となる」と述べた。

また、12 月単月の輸出入総額は 4.26 兆元に達し、前年同月比 4.9%増となり、月間規模として過去最高記録を更新した。昨年の対外貿易が比較的速い成長を遂げた背景には、主として以下の要因があるという。

① 対外貿易安定化政策が強力な推進力を発揮

昨年、党中央および国務院は情勢を適時に分析・判断し、一連の対外貿易安定化に向けた意思決定と配置を行った。各地・各部門はより具体化した政策措置を打ち出し、企業による受注確保・市場開拓を支援するとともに、対外貿易の新たな成長エンジンを育成した。

税関は関係部門と連携し、越境貿易の円滑化に関する特別行動を実施し、先行試行として 29 項目の政策措置を主導して打ち出した。これらは地方政府および企業から歓迎されており、現在、全国への横展開が進められている。こうした実務的かつ効果的な政策措置は、外部からの衝撃の影響を強力に相殺し、企業の信頼を高め、市場予想の安定に寄与した。

② 超巨大市場が輸入ポテンシャルを継続的に解放

中国は 14 億人超の人口を有し、中所得層は 4 億人を超える。市場規模は巨大で階層も多様であり、潜在力が大きい。国内経済が持続的に回復・好転し、生産・消費需要が有効に引き出されていることから、各国に対し広大な市場空間と協力機会を提供している。

最新の国際データによれば、昨年 1~3 四半期の時点で、中国はすでに世界 79 の国・地域にとって主要な輸出先となっており、2024 年通年比で 3 増加した。昨年通年で中国が輸入した商品は 18.48 兆元に達し、世界の輸入に占める比率は約 10%を維持する見込みである。

③ 完備した産業体系が海外需要への適合を継続

中国は、世界で最も産業分類が整い、産業チェーンが最も完結した工業体系を有している。科学技術イノベーションと産業イノベーションが深く融合し、国際市場の需要変化に即応しながら、継続的に高品質な供給を提供できる。

中国の製造業製品輸出は 9 年連続で成長しており、そのうち設備製造業製品の昨年の輸出額は 16.03 兆元、前年比 9.2%増となった。輸出総額に占める割合は 59.4%に上昇し、中国全体の輸出成長を 5.3 ポイント押し上げた。

2026 年の対外貿易見通し: 外部環境は依然として厳しい一方、基盤は堅固

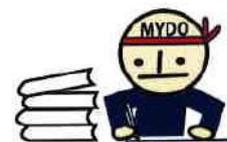
王軍副署長は今年の対外貿易情勢について、「全体として世界貿易の成長動力は不足しており、中国の対外貿易発展を取り巻く外部環境は依然として厳しく複雑である」と述べた。

国連貿易開発会議(UNCTAD)の報告書は、世界経済成長の鈍化、地政学的分断、政策の不確実性の継続、脆弱性の拡大に加え、貿易コストの上昇が重なり、2026年の世界貿易の成長は一層弱含むと予測している。また、世界貿易機関(WTO)の最新「世界貿易見通し」報告書では、2026年の世界の財貿易成長率予測を大幅に引き下げ、0.5%としている。

同時に王軍副署長は、「中国の制度面の優位性、市場の優位性、産業体系の優位性、人材資源の優位性は一層際立っている。貿易パートナーはより多元化し、リスク耐性も顕著に強化されており、中国の対外貿易の基盤は依然として堅固である」と強調した。党の第20期第4回中央委員会総会は、貿易の革新的発展の推進について重要な方針を示しており、これにより中国の対外貿易が持続的に好転するととの安定的な見通しが提供されるとともに、世界の経済貿易発展にもより多くの確実性が注入されるとしている。

会計・税務情報

増値税法及びその実施条例の施行について



2024年12月25日、「中華人民共和国増値税法」(以下「増値税法」とする)が正式に公布されました。それに伴い、2025年12月30日に「中華人民共和国増値税法実施条例」(以下、「実施条例」)も公布され、増値税法とともに2026年1月1日から正式に施行されました。基本的に現行の税制枠組みを維持し、増値税暫定条例及び関連規定を法律に格上げます。主な変更点は下記の通りです。

一、課税範囲の明確化

旧規定と比較して、課税対象範囲の分類を調整し、「加工、修理、修配役務(労務)」が「サービス」に統合されており、中国国内における貨物、サービス、無形資産、不動産の販売、及び貨物の輸入が課税対象であることが明文化された。特にクロスボーダー取引において、「消費地原則」の判定基準が強化され、サービスや無形資産の国内課税判定をより明確にした。

二、税率体系の維持

税率の設定面において、現行の13%、9%、6%の3段階の税率は引き続き維持され、一部の貨物・サービスの輸出にはゼロ税率が適用される。各税率に対応する課税取引の範囲についても、基本的に旧規定と同様の内容となっている。

また、簡易課税の方法が適用される場合に一括して3%の徴収率が適用されることが明確にされた。ただし、これまで一部の取引(不動産賃貸など)に適用されている5%の徴収率に関する言及がないため、今後の発表を留意する必要がある。

三、みなし販売の範囲の簡素化

「増値税法」では、「みなし課税取引」の範囲は、旧規定で広範にわたっていた「みなし販売」の項目が大幅に縮小されており、以下の三つの項目に簡素化された: 自社生産または委託加工した貨物を集団福利または個人消費に供する場合; 貨物を無償譲渡する場合; 無形資産、不動産または金融商品を無償譲渡する場合。

従来の「みなし販売」と比べて、委託販売、貨物の代理販売、本支店間の県(市)を跨ぐ貨物移送、貨物による投資、利益配当などの内容は増値税法に列挙されていないが、概要的な表現にに含まれると理解され、依然として課税取引として取り扱うべきである。

四、非課税項目の統合・最適化

「増値税法」の規定によると、非課税項目は以下の四つの項目が含まれる: 従業員が賃金給与を得るために雇用先または雇用主に提供するサービス; 行政事業性費用、政府性基金; 法律に従って収用、徴用されたことにより取得した補償金; 預金による利息収入。

五、仕入税額控除ルール具体化

「増値税法」は控除対象外となる仕入税額の範囲を明確化し、控除不可となる増値税の状況を条項ごとに列挙するとともに、住民の日常サービス及び娯楽サービスに関する規定を「購入後直接消費に供する場合」に限り控除を認めないものへと調整した。

融資サービスについて、「実施条例」では、「融資サービスにかかる利息のほか、納税者が貸手に支払う当該融資に直接関連する投融資顧問料、手数料、コンサルティング料などの費用支出に対応する仕入税額については、当期売上税額から控除してはならない」と規定されている。

六、単一課税取引(混合販売)税額計算の最適化

「増値税法」では混合販売について、「納税者に発生した単一課税取引が複数の税率、徴収率に及ぶ場合、課税取引の主要業務に応じて税率、徴収率を適用する」と規定している。

「実施条例」では更に「主要業務」について解説しており、すなわち「業務間に明確な主従関係が存在する。主要業務が主体的な地位を占め、取引の実質及び目的を体現する一方、付帯業務は主要業務を補完する関係にあり、主要業務の発生を前提とする」としている。

ただし、業務上の「主従関係」や「単一課税取引」の判断についての指針はない。

七、徴税管理措置の健全化

一般納税者の登録事項、増値税専用発票の発行要件、納税義務発生時点、一括申告納税や予納税款の適用状況などを詳細に規定する。輸出還付(免税)ルールや税関連情報の共有についても明確な規定を設ける。

新たな法規体系において、従来の政策の効力及び未解決事項を明確していないため、関連政策が近いうちに公布されるものと予想されます。企業にとっては、今後の動向について引き続き注視し、適切に対応することが必要です。

法務情報

新会社法の司法解釈(意見募集稿)の概要と企業の対応

1. はじめに

2024 年における新会社法の施行は、中国の会社法制度における重大な革新となった。裁判基準の統一を図り、新会社法を裁判実務で有効に適用するため、最高人民法院は 2025 年 9 月 30 日、「中華人民共和国会社法の適用における若干の問題に関する解釈(意見募集稿)」(以下、「草案」という)を公布し、意見を募集した。

本草案の目的は、会社行為のさらなる規範化、会社、株主、債権者などの権利・利益の均衡のとれた保護、及び会社統治の透明性と責任体制の向上にある。この基本方針に沿った司法解釈が正式に公布・施行されれば、各会社の統治・運営・リスク管理に多大な影響を及ぼすこととなる。以下本稿では、この草案の概要と企業の対応策について解説する。

2. 会社統治とリスク管理における権限・責任の明確化

(1) 法定代表者の「辞任難」の解消

草案は、法定代表者の辞任の効力とその変更手続を明らかにし、会社が書面による通知を受領した日から辞任の効力が生じ、会社が登記手続を拒否しても、裁判所は登記の変更又は抹消を命じるものと定めた(1 条)。

この規定が施行されれば、法定代表者の辞任が保障され、事後に会社債務に対する責任を追及されるリスクを回避する。一方、会社側としては、登記変更の遅滞によって社内統治に支障をきたさないよう、社内の合意が形成されない場合の意思決定プロセスと登記変更の手続を円滑に進めるための制度を構築することが求められる。

(2) 関連取引及び法人格否認に関する規定の具体化

草案は、関連取引が無効となる要件及び「会社法人格否認」の認定基準を詳細に定め、「過度な支配」や「財産の混同」等の具体的な判断基準を明確化するとともに、責任追及の範囲を同一支配下の関連会社にまで拡大するものとした

(3 条～5 条)。

この規定が施行されれば、グループ会社は、構成会社間の財務・人員・意思決定の独立性を厳格に保持するとともに、関連取引の手続・過程を厳格に規範化しなければならない。資金の流用又は会計帳簿の混同といった行為があれば、会社の法人格が否定され、支配株主や関連会社にまで債務に対する連帯責任が及ぶ可能性があるため、企業グループに対するコンプライアンス体制強化の必要性が一層増すことが予想される。一方、債権者にとって、会社の独立的な人格が濫用された場合に、背後にいる株主や関連会社まで遡って責任を追及できるようになり、権利保護の手段が拡充される。

(3) 董事の責任及び職務遂行に関する要求の厳格化

草案は、董事の勤勉義務を強化し、特に、出資未払込の株主をめぐる董事の督促義務と責任を明確化している。董事会が株主による出資について適時に確認・督促をせず、又は出資未履行や失効した持分の処理に関して忠実勤勉義務に違反して会社に損害を与えたときは、その責任を負う董事は賠償をしなければならないとの規定を定めた(27 条)。

この規定が施行されれば、董事は出資状況に無関心であることは許されず、勤勉義務を積極的に履行するとともに、規範的な出資督促制度を構築・運用することが求められる。また、董事がその義務を履行したことを証明するため、董事会の運営規程を整備し、意思決定の文書記録を残すことが不可欠となる。

3. 株主の出資責任の厳格化と持分代理保有に関する新秩序

(1) 株主の出資責任の全面的な厳格化

草案は、現物出資の評価基準のほか、出資に瑕疵のある株主の責任負担を明確化し、「出資払込期限の利益喪失」制度を具体化している。その内容として、会社が「客観的に債務弁済能力を欠く」状態にあり、かつ株主に対し払込みを求める訴訟・仲裁を提起しない場合、債権者が出資期限未到来の株主に対しても払込みを請求しうると定めた(14 条・21 条・24 条)。

これは、株主に対して慎重な登録資本の設定を求めるものであり、会社が債務超過などの経営破綻状態に陥った場合に、期限到来前であっても出資義務の履行を求められる可能性を意識しなければならない。また、持分を譲り受ける際には、譲渡人の出資払込状況を十分に把握する必要があり、そうしなければ、未払出資額について連帯責任を問われるリスクがある。

(2) 持分代理保有の法的効力とリスクの明確化

草案は、持分代理保有の要件、無効事由及び処分について体系的に定め、特に金融機関や上場会社などの分野における代理所有について、金融管理秩序や公序良俗に違反する場合に無効とする可能性を示している(31 条～36 条)。

この規定が施行されれば、規制回避を目的とした持分代理保有は、重大な法的リスクを伴うこととなり、実際の出資者は投資資金の回収や名義の回復が困難になるおそれがある。いわゆる「裏契約」は、重大な法的不確実性を伴う手法になることから、投資者は、合法かつ透明性の高い手段で投資することが求められる。

4. 中小株主の権利・利益の保護の変化

(1) 株主の知る権利の強化

草案は、株主・会社間の利益の調整を図るため、会社は、「実質的な競争関係」などを理由として株主による会計帳簿

の閲覧を拒むことができるとした一方、株主の法定の知る権利を「実質的に奪う」定款の定めを禁止するものとした(50条・51条)。これは、株主権の濫用を防止するとともに、大株主が定款を通じて中小株主の監督権を空洞化することを抑制するものであり、会社に対し、定款の制定における公平かつ合理的なバランスの確保を求めている。

(2) 株主代表訴訟の円滑化

草案は、株主代表訴訟の手続を具体化し、株主が訴訟に勝訴した場合、会社がその合理的な費用を負担するものと定め、訴訟手続における調停に関する規則も明確化した(55条～58条)。これにより、株主が会社の利益のために行う訴訟の提起が容易となり、その費用負担も軽減される。中小株主にとっては、董事や上級管理職の行為を監督する有効な手段を確保でき、社内の監督制度の効果的な運用も促進される。

5. 企業への提言

草案は総じて、市場の活性化を促す一方で、より規範的な会社統治と明確な責任体制を重視するというメッセージを発信している。企業にとって、コンプライアンスを強化する規制であると同時に、リスク回避のための「安全弁」としても機能しているが、以下の点に対応することが求められる。

(1) **内部規程の見直しと是正。** 企業は、新会社法と立法後の司法解釈に照らし、会社定款、株主会議事規則、董事会議事規則などの社内統治文書を全面的に点検し、必要な是正を行うとともに、各機関の権限と責任の範囲を明確化しなければならない。

(2) **グループ管理の強化と財務の独立性の確保。** 企業グループにおいては、各構成会社間の法人としての独立性を明確化し、財務・人員・事業・資産の分離を徹底する必要がある。関連当事者取引の価格設定・意思決定の手続を整備し、完全な取引記録を保管することで、法人格の混同とみなされるリスクを徹底的に防止しなければならない。

(3) **出資の慎重な管理。** 株主は、自身の実際の資金力と必要性に基づいて引受出資額を決定し、出資の真実性と適正性を確保する必要がある。また、現物出資については厳格な評価手続を履行し、持分譲渡の過程では、当事者双方が出資の履行状況に関する確認を徹底しなければならない。

(4) **重要役職者のリスク意識の向上。** 会社は、董事・監事・上級管理職を対象として、新規定の内容に関する研修を実施し、これらの者が負う法的義務と潜在的な責任リスクが従来より加重されていることを認識させる必要がある。また、これらの者が意思決定や職務遂行の過程で忠実かつ勤勉にその職務を遂行し、その職務執行の記録を適切に残す体制を構築しなければならない。

情報提供：金杜法律事務所

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

T E L : +86-21-6407-0228 F A X : +86-21-6407-0185